

大分県報

令和八年
第七二四号
七月二十一日

（火曜日）

目次

告示

保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（二件）	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）	一
大分県市町村職員共済組合の決算の要旨	四

○告示

大分県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

令和八年七月二十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

社会福祉法人日本保育協会

理事長 吉田 学

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表田坂繁明からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年七月二十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災重点農業用ため池等整備事業

鳴池地区

令八・七・二一から
令八・八・一〇まで

玖珠町役場

大分県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表長尾博登からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年七月二十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災重点農業用ため池等整備事業

東寺（親）地区

令八・七・二一から
令八・八・一〇まで

日田市役所

大分県告示第二百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年七月二十一日

大分県報（告示）

[illegible]

野及び
高畑

一点	北緯三二度五八分一三秒五二五九 東経一三一度五四分〇六秒七八六三
二点	北緯三二度五八分一三秒六二四九 東経一三一度五四分〇四秒八四〇九
三点	北緯三二度五八分一四秒〇九〇六 東経一三一度五四分〇二秒三〇九〇
四点	北緯三二度五八分一四秒三二一三 東経一三一度五四分〇一秒二七三五
五点	北緯三二度五八分一六秒〇八八〇 東経一三一度五四分〇二秒〇七二七
六点	北緯三二度五八分一六秒八八六二 東経一三一度五四分〇二秒五二〇二
七点	北緯三二度五八分一七秒九九七〇 東経一三一度五四分〇一秒六〇九五
八点	北緯三二度五八分一八秒五九六三 東経一三一度五四分〇二秒七四〇五
九点	北緯三二度五八分一八秒三九七七 東経一三一度五四分〇三秒五三五八
一〇点	北緯三二度五八分一八秒〇四九四 東経一三一度五四分〇四秒一七八〇
一点	北緯三二度五八分一七秒九四三〇 東経一三一度五四分〇四秒三一六一
一二点	北緯三二度五八分一七秒三八二四 東経一三一度五四分〇四秒八二九五
一三点	北緯三二度五八分一六秒九四二九 東経一三一度五四分〇五秒〇七八四
一四点	北緯三二度五八分一六秒五九九三 東経一三一度五四分〇五秒〇五四一
一五点	北緯三二度五八分一五秒五八三五 東経一三一度五四分〇五秒一〇八三
一六点	北緯三二度五八分一五秒一五〇四 東経一三一度五四分〇六秒〇〇六〇
一七点	北緯三二度五八分一四秒五三三五 東経一三一度五四分〇六秒三五八七
一八点	北緯三二度五八分一四秒六〇四七 東経一三一度五四分〇六秒七六一八
一九点	北緯三二度五八分一四秒三二八二 東経一三一度五四分〇六秒八六三六

○雑報

大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の令和七年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。

令和八年七月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年7月21日

大分県市町村職員共済組合
理事長 相馬 尊 重

損益計算書の要旨 (単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負担金	5,844,005	10,988,906	587,203	78,380			153,052	414,632			
	掛金	5,706,019	7,151,671	587,196					196,456			
	連合会交付金	6						53,592			51	
	利息及び配当金	82						1,366	5,367	169,527		304
	その他の収入	750,123						7		2,051	4,742	19,927
	他経理から繰入							29,250				
	前年度繰越支払準備金	1,006,052										
	計	13,306,287	18,140,577	1,174,399	78,380	0	0	237,267	616,455	171,578	4,793	20,231
支 出	給付	6,995,490										
	負担金払込金		10,988,906	587,203	78,380							
	掛金払込金		7,151,671	587,196								
	役職員給与							98,892	45,902	8,634	5,389	6,488
	旅費・事務費							22,125	2,924	1,084	467	856
	委託費							8,721	2,747			144
	事務費負担金払込金							67,402				
	支払利息									98,850		
	連合会払込金	129,168										
	連合会拠出金	598,873										
	前期高齢者納付金	1,458,600										
	後期高齢者支援金	2,180,947										
	病床転換支援金	1										
	退職者給付拠出金											
	介護納付金	1,008,672										
	他経理へ繰入	29,250										
	その他の支出	216,413						45,464	533,361	4,017	2,592	4,274
	次年度支払準備金	1,095,666										
	計	13,713,080	18,140,577	1,174,399	78,380	0	0	242,604	584,934	112,585	8,448	11,762
差引当期利益金又は 当期損失金(△)		△ 406,793	0	0	0	0	0	△ 5,337	31,521	58,993	△ 3,655	8,469

貸借対照表の要旨 (単位:千円)

資 産	流動資産	1,036,593	1,083,232	72,294	460			664,809	1,700,332	1,554,380	210,249	252,112
	固定資産							3,330		13,804,247	350,995	
	繰延資産											
資 産 合 計		1,036,593	1,083,232	72,294	460	0	0	668,139	1,700,332	15,358,627	561,244	252,112
負 債	流動負債	44,552	1,083,232	72,294	460			7,690	29,370	14,249,723	7	56,368
	固定負債	1,095,666						136,636	85,041	16,926	42,425	20,285
	負 債 合 計	1,140,218	1,083,232	72,294	460	0	0	144,326	114,411	14,266,649	42,432	76,653
資 本	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	6,169						523,813	1,585,921	1,091,978	518,812	175,459
	欠損金	109,794										
	純 資 産 合 計	△ 103,625	0	0	0	0	0	523,813	1,585,921	1,091,978	518,812	175,459
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,036,593	1,083,232	72,294	460	0	0	668,139	1,700,332	15,358,627	561,244	252,112